台風12号による大雨に関する災害３地区

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１５６０号
さいたま市桜区大字神田209番地３
債務者　大山　順次
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３１号
埼玉県川口市桜町５丁目２番16号
債務者　金子　光子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４７号
さいたま市北区土呂町１丁目33番地11　千代田ハイツ203
債務者　青谷　喜良
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４９号
さいたま市西区大字指扇領別所109番地93　３―906
債務者　久保田薫子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２１号
埼玉県川口市上青木５丁目４番17号　アーケティックマンションⅢ101号
債務者　小林　恵利（申立時の姓森田）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９２７号
さいたま市桜区大字神田409番地４　ひまわりマンション301
債務者　狩野美智子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９４６号
埼玉県朝霞市三原３丁目17番17号　新井荘２F
債務者　金城　賢一
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９５３号
さいたま市桜区大字白鍬394番地　浦和しらくわ団地２―104
債務者　上野　　登
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係